

# 一般社団法人日本死の臨床研究会北海道支部 会則

## (名 称)

第1条 この会は「一般社団法人日本死の臨床研究会北海道支部」と称する(以下本会という)。  
本会は一般社団法人日本死の臨床研究会の定款、及び一般社団法人日本死の臨床研究会支部共通運営細則に基づき、支部長所属のところに置き運営を行う。

## (所 在 地)

第2条 本会の事務局を札幌市東区本町1条1丁目2-10 医療法人彰和会北海道消化器科病院内に置く。

## (目 的)

第3条 本会は身近な人の死に直面している人、かつて直面した人、医療、宗教、福祉、教育に携わる人、死生観について考えようという人が集まり、生と死の意味を深めることを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は前条目的達成のため次の事業を行う。

1. 定例会
2. 研究会
3. セミナー
4. その他

## (会 員)

第5条 本会会員は次の3種とし、本会の事業に賛同する者であって次条の規定により、本会の会員となった者で構成する。

- (1) 支部会員：本会への入会を希望する一般社団法人日本死の臨床研究会会員
- (2) 登録会員：本会への入会を希望する一般社団法人日本死の臨床研究会会員でない者
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同して、その事業、研究会を援助する団体。

## (入 退 会)

第6条 1. 支部会員の入会を希望する者は、一般社団法人日本死の臨床研究会の定める入会申し込み方法に従って申込み、会費納入をもって会員となる。  
2. 登録会員の入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、支部長に提出し会費納入をもって会員となる。  
3. 退会を希望する場合、支部会員は退会届を一般社団法人日本死の臨床研究会理事会に提出、登録会員は本会事務局に提出することにより、任意にいつでも退会するこ

とができる。

4. 以下の場合、会員資格を喪失する。
  - (1) 会費を2会計年度未納にした者
  - (2) 一般社団法人日本死の臨床研究会の目的に反する言動があった者
  - (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき

#### (会 費)

- 第7条
1. 本会年会費を年額支部会員1千円（支部会費は全国一律、一般社団法人日本死の臨床研究会年会費と同時に納付）、登録会員1千円（北海道支部に納付）、賛助会員1口1万円とする。登録会員の登録料は0円とする。
  2. 本会の事業に参加する時は別に所定の参加費を納入する。

#### (役 員)

- 第8条
1. 本会の役員は世話人および若干の常任世話人を以って構成する。
  2. 支部役員は支部役員会において本会に所属する一般社団法人日本死の臨床研究会代議員の中から推薦され、かつ支部役員会で特に必要と認められた若干名を支部役員に加え支部総会の決議により選任される。
  3. 支部役員の任期は一般社団法人日本死の臨床研究会代議員の任期と一致するものとし、原則再任を妨げない。
  4. 新常任世話人は、常任世話人が推薦し、支部役員会の議を経て選出し、支部会員集会で承認する。
  5. 新世話人は、支部役員が推薦し、常任世話人会の議を経て、支部役員会および支部会員集会で承認し、支部長が委嘱する。
  6. 支部長は、支部役員会において本会に所属する一般社団法人日本死の臨床研究会代議員の中から推薦され、一般社団法人日本死の臨床研究会総会の決議により選任される。
  7. 支部長の任期は一般社団法人日本死の臨床研究会代議員の任期と一致するものとし、原則再任を妨げない。
  8. 支部長は支部代表理事となる。

第9条 本会に顧問を若干名置くことができる。

#### (会 議)

第10条 本会の会議を支部会員集会及び支部役員会の2種とする。

#### (総会および研究会)

第11条 支部会員集会は年1回開催し、支部長が召集し、本会の重要事項を議決し、一般社団法人日本死の臨床研究会に報告する。

- 第12条 1. 研究会は年1～2回開催し、学術交換を行う。  
2. 研究会参加費として参加者より1千円を徴収する。

(役員会)

- 第13条 1. 支部役員会は支部長が随時招集し支部会員集会の議決に従って本会の事業ならびに予算の執行を決定する。  
2. 支部役員会は本会の会務および運営を事務局に委嘱する。

(会計)

- 第14条 1. 本会の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日で終わる。  
2. 本会の事業計画、決算および予算は支部長が作成し、支部会員集会の議決を経て、一般社団法人日本死の臨床研究会に提出する。

(会則変更)

- 第15条 本会側の変更は支部役員会の議決を経て作成され、一般社団法人日本死の臨床研究会の承認を得る。

(施行細則)

- 第16条 本会側施行に際しての必要な事項は支部役員会の承認を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、1995年4月1日より施行する。

この会則は、2000年4月22日より改正施行する。

この会則は、2002年4月1日より改正施行する。

この会則は、2004年4月24日より改正施行する。

この会則は、2009年4月18日より改正施行する。

この会則は、2011年4月16日より改正施行する。(第2条所在地の改正)

この会則は、2012年11月1日より改正施行する。(第2条所在地の改正)

この会則は、2018年4月21日より改正施行する。(第2条所在地の改正)

この会則は、2020年12月10日より改正施行する。(第7条会費・第13条世話人会の改正)

この会則は、2021年6月30日より改正施行する。

(第7条会費の修正・第8条役員の改正、第12条研究会・第13条世話人会の改正)

この会則は、2023年11月10日より改正施行する。(法人化に伴う改正)